

ほけんだより ～保護者のみなさまへ～



貝塚市立
東山小学校
88(ほけんしょ88)
平成24年4月20日
NO.4

* 感染症に関して出席停止期間などの変更について *

昨今の医療の技術と進展により、従来の期間では必ずしも適正でないものがあるため、インフルエンザなどの一部感染症の出席停止期間等が平成24年4月1日付けで変更となりました。次の太字ゴシック体の部分が追加並びに変更点です。

特にインフルエンザについては、従来「解熱後2日を経過するまで」とありましたが、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児については3日)を経過するまで」に変更されています。

《感染症の種類》

第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、コレラ、細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス、パラチフス、SARS、鳥インフルエンザ 等
第2種	インフルエンザ(鳥インフルエンザを除く)、百日咳、咽頭結膜熱(プール熱)、麻疹(はしか)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、風疹(三日はしか)、水痘(水ぼうそう)、結核及び脳膜炎菌性脳膜炎
第3種	流行性角膜炎、急性出血性角膜炎、腸管出血性大腸菌感染症、その他の伝染病 等

※ 「他の伝染病」について

①条件によって(お医者さんに“休みなさい”と言われたときなど)出席停止の措置が必要と考えられる感染症の例。

手足口病、感染性紅斑(りんご病)、溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症(感染性胃腸炎)

②通常出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症の例

アタマジラミ、水いぼ、とびひ

◆ これらの病気にかかったときは、医師の許可ができるまで家庭で安静にし、学校を休まなければなりません。その間は、欠席ではなく、出席停止扱いとなります。

◆ かかった場合は担任まで必ず連絡して下さい。なお、登校する際には右にある「登校許可意見書」を主治医に書いてもらって、学校に提出してください。

	病名	出席停止期間
1 第1種の感染症		治癒するまで
2 第2種の感染症	インフルエンザ	発症した後、5日を経過し、かつ解熱した後2日(幼児は3日)を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱後、3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、頸下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで
	風疹(三日はしか)	赤い発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状消退後、2日を経過するまで
3 第3種の感染症	脳膜炎菌性脳膜炎	病状により学校医等において、感染のおそれがないと認めるまで
		ただし、病状により学校医等において、感染のおそれがないと認めたときにはこの限りではない。

☆登校許可意見書について

見本	登校許可意見書		
貝塚市立東山小学校 年組 氏名 _____			
疾病名 _____			
診断により、もはや感染の恐れがないものとする。			
平成 年 月 日			
病院・診療所		印	

①必要時にはお渡しします。担任まで連絡下さい。

②主治医に書いてもらってください。

③登校する際に、提出して下さい。

※ホームページから、ダウンロードすることもできます。